

令和6年11月1日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、令和6年9月30日付け「司法行政文書の開示に関する苦情の申出書」に記載の主張をしているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

個別の事件が上告審に係属した等の進行状況が明らかになった結果として、当該事件の当事者に不利益が及んだ事例について最高裁が作成し、又は取得した文書（以下「本件開示申出文書」という。）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和6年9月4日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ存在しなかった。
- (2) 苦情申出人は、令和6年5月24日付の最高裁判所事務総長の理由説明書に、「最高裁判所の既済事件一覧表の事件番号が明らかになると、個別の事件が上告審に係属した等の進行状況が明らかとなり、当該事件の当事者が不利益を被るおそれが否定できない」と書いてあることからすれば、本件開示申出文書は存在する旨を主張する。しかしながら、苦情申出人の指摘する前記理由説明書における最高裁判所の主張は、当該案件において最高裁判所の既済事件一覧表

の事件番号を開示するか否かを検討した結果を記載したものであるところ、その記載に当たっては、開示によっていかなる影響が生じるかを検討することで足り、本件開示申出文書の作成又は取得を必ず要するものではない。實際にも本件開示申出文書を作成又は取得していない。

(3) よって、原判断は相当である。